

会計文書破棄に関する申し入れ

1. 会計文書破棄は「公用文書毀棄罪」のおそれあり

今般、5年の保存年限が切れたことを理由として、愛知県の一部の部局が02年度会計文書を破棄していたことが明らかになりました。しかし、これは公用文書毀棄罪にあたるおそれがある重大な違法行為です。

いうまでもなく、02年度の会計文書は愛知県での裏金づくりの真相を明らかにする上で、極めて重要な証拠です。加えて、2008年10月31日に開かれた裏金問題の第三者調査委員会で、委員から02年度以前も文書が残されている場合は調査対象に加えるよう指示され、総務部長が02年度以前の書類は保存状態を調べて検討すると答弁したところです。これらの事実は報道によって公になっているはずですから、愛知県の調査対象年限をも画するものとして、文書の存在そのものが重要となることは、現場の職員として当然知り得べきでしょう。そして、これらの文書が愛知県の調査に必要不可欠の文書であることを認識しながら、あえてこれらの文書を破棄した、とすれば、刑法258条の「公用文書毀棄罪」に該当することは明らかです。

ところが、報道によると、文書破棄が明らかになった後ですら、文書の破棄を予定している部署があるとのこと。しかし、今になって文書を破棄することは、証拠隠し以外の何物でもありません。したがって、今後、02年度以前の会計文書の破棄がなされた場合には、私たちは公用文書毀棄罪での刑事告発をする所存です。

2. 愛知県の姿勢そのものが証拠隠しをもたらしている

今回の文書の破棄が明るみに出た際に、愛知県は当初は文書を破棄しないよう指示した、と説明し、後にその指示をしたことはなかった、として発表が虚偽であったことを認めました。これに限らず、愛知県の虚偽はゲーム機をDVDプレーヤーと発表したり、iPodをアップルコンピュータと発表するなど、そこそこに小さな説明の綻びとなって現れています。これら一つ一つの嘘から透けて見えるのは、ひたすら県民の批判を避けることに終始し、そのために、批判を浴びそうな事実をできる限り隠蔽しようとする県の姿勢です。今回の文書破棄も、こういった県の調査に対する消極的な姿勢が職場全体に蔓延し、真相究明よりも証拠の隠滅を優先しようとする行動となって現れた、と見ざるを得ません。事態は極めて深刻であると考えています。

3. 知事が率先して真実を明らかにされたい

文書の破棄が犯罪を構成する、しないに係わらず、私たちは今回の文書の破棄は裏金調査に対する悪質な証拠隠しであると考えます。そこで、まずは、愛知県が裏金謝罪会見を開いた2008年10月18日以降にどのような文書が破棄されたのか、どのような理由で破棄したかを調査し、公表するよう、求めます。

また、報道によると副知事の西村真氏・稲垣隆司氏両名は、本年5月には会計検査院の指摘事項を把握していたにもかかわらず、全部署に対して書類保管の指示をせず、そのため多くの部署で会計書類の破棄が行われたとのこと。したがってもはや私たちは副知事のリーダーシップには期待できません。文書の破棄については知事自ら率先した調査、発表を求めます。

以上が今回の文書破棄に対する私たちの見解です。これらに対する貴職のお考えをお尋ねします。本年１２月２日までに下記宛にご返事をいただきたく、存じます。

２００８年１１月２０日

愛知県知事 神田真秋 殿

名古屋市民オンブズマン

代表 倉橋 克実

（連絡先）名古屋市中区丸の内３－６－４１ リブビル６階

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

（担当：弁護士新海聡、内田 隆）